

令和3年1月20日

懲戒処分について

このたび、地方公務員法に基づき下記のとおり懲戒処分を行いました。

記

1 被処分者について

(1) 属性及び懲戒処分の量定

職名	処分内容	適用日
産業環境部 農業振興課鳥獣被害対策室長 (当時：健康福祉部 地域・生活福祉課長)	減給 期間1か月、10分の1減ずる	令和3年 1月20日
健康福祉部 地域・生活福祉課主幹	減給 期間1か月、10分の1減ずる	令和3年 1月20日

(2) 処分の概要

元職員による外郭団体名義の通帳及びキャッシュカードを窃取し、不正に現金を引き出した窃盗事件については、既に本人を懲戒免職としましたが、本日付けで当時の管理・監督職員の処分を行いました。

(3) 処分年月日

令和3年1月20日

2 市長、副市長の給料の減額

職員の不祥事の責任を重く受け止め、市長及び副市長の給料について減額しています。

(1) 減額期間 令和2年11月1日から12月31日までの2月

(2) 減額内容 市長の給料を100分の20減じ、副市長の給料を100分の10減ずる

市民の皆様へ

本市職員の不祥事に関しまして、関係団体の皆様に多大な御迷惑をお掛けしましたこと改めておわび申し上げます。また、行政に対する市民の皆様の信頼を失墜させたことに対しまして心より深くおわび申し上げます。

職員の法令遵守及び再発防止策の徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に取り組んで参ります。